

5月3日は「憲法記念日」です

憲法は国家権力をしぼるもので、国民の権利を権力から守るものです。憲法はすべての人が人間として幸せに生きるためつくられたきまりです。日本国憲法では、国民主権、平和主義とともに永久の権利として「基本的人権の尊重」を保障しています。

津久見市の人権啓発スローガン 市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、 ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現

<平成30年度 津久見市の人権啓発の取り組み>

今年も市民の皆さんといっしょに人権について考えていくために、「差別をなくす人権標語」募集と「人権教育・啓発研修会」をおこなっていきます。

「差別をなくす人権標語」募集

市民の皆さんに人権について考えていただく機会になっています。締切は9月末にしております。お取り組み下さい。

◇募集期間 5月7日(月)～9月28日(金)

◇応募資格 市民の方どなたでも結構です。

◇応募方法 はがき・封書またはFAXで、
次のことを記入してお送りください。

① 標語 ② 住所・氏名 ③ 年齢 ④ 電話番号

※自作で未発表の作品に限ります。

※一人何点でも構いません。

※人権の大切さを伝える思いがあふれているものであれば、「五・七・五」の形式にこだわる必要はありません。

◇審査方法 4分野で行います。

①小学校低学年の部(1～3年生)

②小学校高学年の部(4～6年生)

③中学生の部

④高校生・一般の部

※入選した標語は、ステッカー等に掲載させていただきます。また、入賞者には賞状と記念品を差し上げます。

※ポスターに取り組みられる方がいらっしゃいましたら、作品をお送りください。

◇問い合わせ先

〒879-2431 津久見市大友町5番15号
教育委員会生涯学習課(人権研修担当)
TEL 82-9528 FAX 85-0081

「人権教育・啓発研修会」

人権について学習を深めていきます。ご参加していただける方も初めて参加される方もお待ちしております。

◇開催日時・研修内容

1回目・6月 7日(木) 10時～11時50分

「ハンセン病と人権」

2回目・9月 6日(木) 10時～11時50分

「障がい者の人権」

3回目・11月8日(木) 10時～11時50分

「同和問題について」

4回目・1月24日(木) 10時～11時50分

「子どもの人権」

◇会場 市民会館1階 第1会議室

◇受付 9時45分～10時

◇参加者

○幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の保護者の方々(園・学校から案内が届きます。)

○参加を希望される市民の方々

(生涯学習課までご連絡ください。)

※企業研修や高齢者学級等での講師派遣希望がございましたら、お申し付けください。

◇問い合わせ先

〒879-2431 津久見市大友町5番15号
教育委員会生涯学習課(人権研修担当)
TEL 82-9528 FAX 85-0081